

# 和泉市産業振興プラザ南館

## 共同利便施設利用者募集要項

和泉市産業振興プラザ入居企業及びテクノステージ和泉に立地する企業等に対しサービスを提供するために共同利便施設として物品・食品販売・食品製造小売店を募集します。

### 1. 施設の概要

- (1)施設の名称 和泉市産業振興プラザ南館  
(2)所在地 和泉市テクノステージ三丁目1番11  
(3)募集室及び賃料

施設名	面積・賃料等	内装	備考（設備等）
共同利便施設	面積 141.63 m <sup>2</sup> (店舗：128.89 m <sup>2</sup> ) (倉庫： 7.98 m <sup>2</sup> ) (倉庫： 4.76 m <sup>2</sup> ) 賃料 203,700 円/月 共益費 58,200 円/月 保証金 565,900 円	床 コンクリート直押え 壁 石膏ボード仕上げ (床から 310 c m) サドイッチャ初表し 天井 前入居者設置 天井高 2.7m 空調・照明等前入居者設置物有り	電気容量 単相 30KVA 三相 15KVA 電話回線 2回線 ガス（大阪瓦斯）

※内装、照明、空調設備等は入居者の負担です。また、前入居者残置物（空調、照明等）が有りますので利用ください。なお、管理、整備についてはすべて入居者負担になります。（整備内容、時期については、担当者と打ち合わせして下さい。）

※保証金として月額賃料の3カ月相当分をお預かりします。退去時に内装、外装を撤去し、現状復旧して頂きます。  
保証金は全額返還します。

### (4)駐車場

- ・台数 9台
- ・月額 48,600 円です。
- ・保証金として 90,000 円をお預かりします。（退去時返還）

## 2. 入居資格

①以下に掲げる商品等を販売する物品販売業、製造小売業を自ら営む者

- ・弁当等の軽食材、飲料、日用品雑貨等の販売

②賃料の支払い能力を有する者

③以下に掲げる付加的サービスを1つ以上営む者

- ・切手、印紙等取扱
- ・ATM
- ・宅配便取扱
- ・コピーサービス
- ・公共料金支払
- ・ファックスサービス
- ・その他

## 3. 入居者の費用負担

- ・電話、電気、水道、ガス等の使用料
- ・廃棄物の処理に関する費用

## 4. 募集期間

平成29年12月11日～平成29年12月15日

## 5. 受付場所

和泉市産業振興プラザ

〒594-1144 和泉市テクノステージ3-1-10

和泉市産業振興プラザ北館3階（和泉商工会議所）

TEL 0725-58-7887

FAX 0725-58-7143

## 6. 申込方法等

- ・入居申込書に必要事項を記入のうえ、提出して下さい。
  - ・申込に必要な書類
    - (1)入居申込書（別紙様式1）
    - (2)営業計画書（別紙様式2）
    - (3)内装、設備配置概略図（様式自由）
    - (4)法人にあつては法人税申告書及び決算書（2期分）個人にあつては確定申告書の写し（2期分）
    - (5)商業登記簿謄本（3カ月以内のもの）
    - (6)代表者の資格証明、個人にあつては住民票（3カ月以内のもの）
    - (7)会社案内パンフレット（ある方のみ）
- ※その他必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

※申込書等の書類は和泉市産業振興プラザホームページ「賃貸工場・賃貸事務所・共同研究室を利用したい！」ページ下段産業振興プラザ利用許可申請PDFファイルをご利用ください。

## 7. 入居者の決定方法

書類審査、面談（企業訪問）を行い、提出された営業計画書等を勘案して審査委員会にて入居者の決定をします。なお、面談日については別途連絡します。

## 8. 結果の通知

文書にて通知します。

## 9. 契約期間

和泉市産業振興プラザ条例により5年以内。ただし、5年以内で更新可能。また、条件により延長協議

## 10. 入居予定日

平成30年1月

※特別の事情が生じた場合は、変更することがあります。

## 11. その他

- ・利用は、和泉市産業振興プラザ条例、同施行規則により市長の利用許可によります。また、和泉市産業振興プラザ条例、同施行規則、和泉市産業振興プラザ南館管理規則により利用していただきます。
- ・テクノステージ和泉の緑地協定の円滑な運営、適正な維持管理、会員（テクノステージ和泉進出企業）相互の交流親睦を図り、共通の利益促進に努めることを目的とする「テクノステージ和泉まちづくり協議会（仮称）」に加入していただき所定の会費を納入していただきます。
- ・利用部分への設備、機械の設置及び造作の附加を行う場合は設置する以前に当プラザに文書により承認を求める必要があります。
- ・入居者が施工する賃貸施設と一体となる設備等の工事については、契約締結後入居までの間に施工していただきます。当プラザに文書により承認を求める必要があります。
- ・入居者が施工した設備等及び前入居者の残置設備（内装、空調、屋外看板等）は、契約終了時に収去していただきます。